

令和 3 年 12 月 2 日

発表タイトル

新型コロナウイルスワクチン接種を4回受けた事案の発生について

新型コロナウイルスのワクチン接種において、4回の接種を受けるという事案が発生しました。なお、現時点で健康被害は見られません。

判明日 令和3年11月19日（金）

被接種者 30代男性、優先接種対象者（医療従事者優先枠）

概要 伊奈町民の方が、町外の医療機関で医療従事者優先枠として2回の接種を受けたあと、町が発行した接種券を用い、町内の個別接種医療機関で3回目・4回目の接種を受けたものです。

経緯 該当者は、医療従事者用接種券付き予診票を使用し、医療従事者として勤務する鴻巣市内の医療機関で、6月5日、6月26日の2回接種を受けていました。その後、伊奈町から届いた接種券を使用し、初めての接種であるとの申告をした上で8月19日、9月9日の2回町内の医療機関において接種を受けました。11月19日、鴻巣市内の医療機関から鴻巣市役所を経由して、医療従事者用接種券付き予診票が伊奈町に届いたため、該当者の接種記録を登録しようとしたところ、すでに町内接種医療機関での接種記録が登録されていたことから、3回目・4回目の接種を受けていたことが判明したものです。本人に聞き取り調査をしたところ、鴻巣市内の医療機関で2回の接種を受け、その後、伊奈町の接種券を用い、本来2回の接種回数を超える3回目・4回目の接種であることを認識したうえで、受けたほうが良いと思い、町内医療機関で2回の接種を受けたことを確認しました。伊奈町では、町内接種医療機関での接種記録は原則翌日に登録を行っていますが、医療従事者用接種券付き予診票を用いて、町外医療機関等で接種を受けた接種記録は、後日、国民健康保険団体連合会を通じて送付される医療従事者用接種券付き予診票をもとに登録を行っています。

今後の対策 埼玉県に対して報告を行うとともに、接種を受ける方に対し、適切な期間・回数の接種を受けていただくよう改めて周知してまいります。